

第 4 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和8年 3 月 2 4 日

定 例 会

令和8年第4回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和8年3月24日
 招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
 開閉会日時 開会3月24日 午後 3時30分
 閉会3月24日 午後 5時13分

出席委員

教 育 長	野 口 久 男	教 育 長 職 務 代 理 者	五十畑 勝 己
委 員	渡 辺 律 子	委 員	山 口 文 平
委 員	足 立 夢 実	委 員	上 原 美 子

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	小 泉 隆 行	学校教育部長	磯 山 貴 則
教育総務部 副 参 事 兼 教育総務課長	會 田 修	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 学 務 課 長 兼 小 中 一 貫 校 整 備 室 長	菊 池 邦 隆
教育総務部 副 参 事 兼 生涯学習課長	川 澄 大 治	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 給 食 課 長	小 澤 正 和
スポーツ振興 課 長	坂 卷 孝 二	学校管理課長	斉 藤 邦 貴
図 書 館 長	濱 田 尊 則	指 導 課 長	千 嶋 淳 一
生涯学習課 調 整 幹 兼 科学技術体験 センター所長	小 拔 麻衣子	教育センター 所 長	田 嶋 栄 蔵
越 ケ 谷 公 民 館 長	山 納 朋 美	学 校 管 理 課 調 整 幹	杉 田 直 也
		指 導 課 調 整 幹	二 瓶 剛
		給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	砂 原 邦 彦
		教育センター 調 整 幹	浜 崎 重 靖

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 調 整 幹	鈴 木 理 香
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	教育長報告	
	・教育長専決第6号について	(秘密会)
	議 案	
	・第11号議案 令和8年度越谷市教育行政重点施策の決定について	原案可決
	・第12号議案 越谷市立小中学校体育施設開放に関する規則を廃止する規則制定について	原案可決
	・第13号議案 越谷市立屋外体育施設夜間照明利用実費徴収規程等を廃止する告示制定について	原案可決
	・第14号議案 地方自治法第180条の2の規定に基づく市長の権限事務の委任に係る協議について	原案可決
	・第15号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	原案可決 (秘密会)
	・第16号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	原案可決 (秘密会)
	・第17号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について	原案可決
	・第18号議案 越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について【追加議案】	原案可決
	・第19号議案 越谷市教育委員会事務局職員の人事について【追加議案】	原案可決 (秘密会)
	協議事項	
	・越谷市立小中学校職員服務規程の一部改正について	
	・第3期越谷市学校における働き方改革基本方針（令和8年4月改定）について	
	・越谷市学校給食施設整備基本構想（素案）に対する意見募集結果について	
	その他	
	・令和8年3月定例市議会について	
	・林泉寺本堂等の国登録有形文化財（建造物）への正式登録に関する情報提供について	
	・令和7年度越谷市立小中学校教職員人事評価の最終評価結果について	(秘密会)

◎開会の宣告

野口教育長 それでは、これより3月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、教育長専決第6号、第15号議案、第16号議案及び第19号議案並びにその他報告3については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午後 3時30分)

◎第11号議案 「令和8年度越谷市教育行政重点施策の決定について」

野口教育長 それでは、第11号議案「令和8年度越谷市教育行政重点施策の決定について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、第11号議案 令和8年度越谷市教育行政重点施策の決定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の5ページをご覧ください。

第11号議案 令和8年度越谷市教育行政重点施策の決定について。

令和8年度越谷市教育行政重点施策を別冊のとおり決定するものとする。

令和8年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、第4期越谷市教育振興基本計画に基づき、教育施策の着実な推進を図るべく、当該年度に重点的に取り組む施策を定めるため、提案するものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、別冊2「令和8年度越谷市教育行政重点施策について」をご覧ください。令和8年度教育行政重点施策の作成につきましては、前回の2月定例会においてご協議をいただいたところでございますが、その後、担当課所においてご協議いただいた内容を踏まえ、再度確認・調整を行い、最終案を取りまとめました。一部掲載写真の差し替えや文言修正を行いましたが、記載内容に関わる大きな修正はございません。

今後のスケジュールにつきましては、本会議にて議決をいただいた後に、印刷・製本をし、令和8年4月6日月曜日に市内小中学校長に向けた説明会を開催する予定でございます。その後、4月中に市内の教育機関等へ配付し、周知を図ってまいります。

第11号議案についての説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第11号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第12号議案 「越谷市立小中学校体育施設開放に関する規則を廃止する規則制定について」

◎第13号議案 「越谷市立屋外体育施設夜間照明利用実費徴収規程等を廃止する告示制定について」

野口教育長 続きまして、第12号議案及び第13号議案につきましては、関連がございますので、一括してスポーツ振興課長から説明した後、各議案に対する質疑、討論を行うことといたします。

スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 それでは、第12号議案 越谷市立小中学校体育施設開放に関する規則を廃止する規則制定について、及び第13号議案 越谷市立屋外体育施設夜間照明利用実費徴収規程等を廃止する告示制定について、関連がございますので、一括してご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の7ページをご覧ください。

第12号議案 越谷市立小中学校体育施設開放に関する規則を廃止する規則制定について。

越谷市立小中学校体育施設開放に関する規則を廃止する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、令和8年4月1日付組織改正に伴い、関係規則を廃止する必要があるため、提案するものでございます。

恐れ入りますが、会議要項の9ページをご覧ください。こちらは、当該規則を廃止する規則の原案でございます。

続きまして、会議要項の11ページをご覧ください。

第13号議案 越谷市立屋外体育施設夜間照明利用実費徴収規程等を廃止する告示制定について。

越谷市立屋外体育施設夜間照明利用実費徴収規程等を廃止する告示を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、第12号議案と同様、令和8年4月1日付組織改正に伴い、関係規則等を廃止する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の13ページをご覧ください。こちらは、関係規定等を廃止する告示の原案でございます。

こちらの2つの議案につきましては、令和8年4月1日付組織改正により、スポーツに関する事務が市長部局に移管されることに伴い、先ほどの越谷市立小中学校体育施設開放に関する規則と、こちらのページの第1号の屋外体育施設夜間照明利用実費徴収規程から第3号の越谷市スポーツボランティア制度運用要綱を廃止いたします。

また、これらの規則及び告示は、令和8年4月1日から施行いたします。

第12号議案及び第13号議案についての説明は、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

はじめに、第12号議案 越谷市立小中学校体育施設開放に関する規則を廃止する規則制定について、ご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第12号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第13号議案 越谷市立屋外体育施設夜間照明利用実費徴収規程等を廃止する告示制定について、ご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第13号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第14号議案 「地方自治法第180条の2の規定に基づく市長の権限事務の委任に係る協議について」

野口教育長 続きまして、第14号議案「地方自治法第180条の2の規定に基づく市長の権限事務の委任に係る協議について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

會田教育総務課長 それでは、第14号議案 地方自治法第180条の2の規定に基づく市長の権限事務

の委任に係る協議について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の15ページをご覧ください。

第14号議案 地方自治法第180条の2の規定に基づく市長の権限事務の委任に係る協議について。

地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について、別紙のとおり回答する。

令和8年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行により、市長が検討している教育委員会に委任する事務の変更について、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長から協議を求められたことから、その回答をするため提案するものでございます。

恐れ入りますが、会議要項の17ページをご覧ください。こちらは、令和8年2月3日付、教育委員会事務局が収受いたしました、越谷市長から越谷市教育委員会教育長宛ての協議についての依頼文の写しでございます。件名以下、本文を読み上げさせていただきます。

地方自治法第180条の2に基づき委任する事務の協議について。

このことについて、越谷市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が、令和8年4月1日に施行されることから、下記のとおり協議します。

下記を読み上げさせていただきます。

1 協議事項、教育委員会に委任する事務の変更について。

2 関係規則名、市長の権限に属する事務の一部を越谷市教育委員会に委任する規則。

3 変更理由、越谷市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行により、スポーツに関することを市長が管理、執行することに伴い、教育委員会に委任する事務を変更するため。

4 変更案等、別添のとおり。

5 変更期日、令和8年4月1日（予定）。

変更内容につきましては、恐れ入りますが、会議要項の18ページの新旧対照表案の第3号条文をご覧ください。「屋外体育施設、小中学校体育施設、公民館複写機等その他の越谷市教育委員会が管理する行政財産又は物品の利用並びに所管する施設の事業に係る実費負担の決定、徴収及びこれらに付随する事務に関すること。」を「教育委員会所管施設の設備及び備品の利用（地区スポーツ・レクリエーションに関する事業における利用を除く。）並びに越谷市教育委員会が教育委員会所管施設において実施する事業に係る実費負担の決定及び徴収並びにこれらに附随する事務に関すること。」と変更するものでございます。

市長が教育委員会に委任する事務の範囲からスポーツに関するものを除き、引き続き教育委員会に委任する事務については、文言等を整理したものとなっております。

続きまして、会議要項の19ページをご覧ください。こちらは、2月の定例教育委員会会議にお

いて本件についてご協議いただきましたことを踏まえ、事務局にてその回答（案）を作成したものでございます。件名以下、本文を読み上げさせていただきます。

地方自治法第180条の2に基づき委任する事務の協議について（回答）。

このことについて、令和8年2月3日付による協議事項は、提示のあった内容について異議はありません。

つきましては、本日の教育委員会会議で回答（案）についてご審議いただき、議決をもって教育委員会事務局から市長への回答の事務をすすめたいと考えております。

以上、地方自治法第180条の2の規定に基づく市長の権限事務の委任に係る協議についての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第14号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第17号議案 「越谷市学校運営協議会委員の任命について」

野口教育長 続きまして、第17号議案「越谷市学校運営協議会委員の任命について」、指導課長から説明いたします。

指導課長。

千嶋指導課長 それでは、第17号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の29ページをご覧ください。

第17号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について。

令和8年度越谷市学校運営協議会委員を別紙のとおり任命するものとする。

令和8年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立越ヶ谷小学校ほか43校に学校運営協議会を設置するにあたり、越谷市学校運営協議会規則に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の31ページから45ページをご覧ください。越谷市学校運営協議会委員につきましては、越谷市学校運営協議会規則第7条第1項の規定により、原則として6人以内で組織するものとされております。

また、選出区分の1号委員は対象学校の所在する地域の住民、2号委員は対象学校に在籍する児童または生徒の保護者、3号委員は対象学校の運営に資する活動を行う者、4号委員はその他教育委員会が必要と認める者となっております。

任期は、同規則第9条第1項において1年と規定されており、今回任命させていただく委員の皆様方につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。委員の人数は小学校全体で159名、中学校全体で78名、合わせて237名となり、そのうち小学校では新任が68名、再任が91名、中学校では新任が41名、再任が37名となります。

第17議案についてのご説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 それでは、これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第17号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第18号議案 「越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について」

野口教育長 続きまして、第18号議案「越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

會田教育総務課長 それでは、第18号議案 越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、追加議案の会議要項の1ページをご覧ください。

第18号議案 越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例が施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、恐れ入りますが、資料1「新旧対照表」の1ページをご覧ください。第3条では、事務分掌について定めております。今回の改正は、令和8年3月定例市議会において可決された、越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例が令和8年4月1日から施行されることに伴い、第3条第1項、教育総務部学校管理課の項に「第7号 越谷市立学校適

正規模・適正配置審議会に関すること。」を加えるものでございます。

以上、越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定についての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第18号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎協議事項 「越谷市立小中学校職員服務規程の一部改正について」

野口教育長 続きまして、協議事項に入ります。

「越谷市立小中学校職員服務規程の一部改正について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

菊池学務課長 それでは、越谷市立小中学校職員服務規程の一部改正について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の47ページをご覧ください。

1 改正概要についてでございますが、埼玉県議会の令和8年2月定例会において、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が議案上程され、小学校就学後の子を養育する学校職員の無給の休暇制度である子育て部分休暇が創設されることとなりました。

県議会による議案可決後、令和8年4月1日の施行に向け、市町村教育委員会においても県と同様の改正を速やかに行う必要があり、越谷市立小中学校服務規程についても同様に改正を行います。本日は、その改正内容等についてご協議をいただきたいと存じます。

次に、2 子育て部分休暇についてでございますが、今回導入される休暇制の対象者は、小学校1年生から3年生の子を持つ学校職員で、その内容は1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲で取得可能な無給の休暇となります。

なお、既に制度として存在する部分休業との違いにつきましては、こちらは就学前の子を持つ学校職員のみを対象であったため、今回の新設により対象範囲が拡大されることとなります。また、取得方法につきまして、部分休業は勤務時間の任意の時間において2時間の範囲で取得可能な第1号と、1年につき77時間30分の範囲で取得可能な第2号のどちらかを選択しますが、今回新設となる子育て部分休暇については、部分休業の第1号と同様の取得方法のみとなります。

次に、3 服務規程の改正についてでございますが、別紙資料1の3ページの新旧対照表も併せ

をご覧ください。本規程中において、休暇について規定している第10条に同条11項及び第12項として子育て部分休暇についての規定を追加いたします。

なお、第11項は、子育て部分休暇の申請手続に関する規定、第12項は承認済みの子育て部分休暇の変更届の提出に関する規定とし、これらに改定に伴い、所定の様式についても同様に追加いたします。なお、施行日は、令和8年4月1日の予定となっております。

ただし、本規程の改正にあたっての課題として、県議会の議決が3月27日の予定であるのに対し、施行日が4月1日となっており、県議会の議決から規程の施行までが短期間のため、教育委員会会議を招集するいとまがない状況となっております。

そのため本件の対応（案）といたしまして、本日の教育委員会会議にて改正内容をご協議いただき、その協議内容を踏まえ、越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、教育長が専決処理を行い、服務規程の一部を改正してまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、会議要項の48ページをご覧ください。次に、4今後の予定についてでございますが、本日の教育委員会会議での協議実施後、3月27日の県議会の議決を踏まえ、4月1日の施行に向け、速やかに教育長の専決処理にて服務規程の一部を改正する規則を制定し、市内小中学校への周知及び取得希望者の申請手続を進めてまいります。

なお、教育長が専決処理した場合は、4月定例教育委員会会議にて、その内容を報告させていただきます。

また、会議要項の49ページから52ページに、現時点における改正規則（案）を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

越谷市立小中学校職員服務規程の一部改正についてのご説明は、以上でございます。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

五十畑委員。

五十畑教育長職務代理者 新設の子育て部分休暇については、学校の大事な戦力を保護する意味でもとても重要なものだと思います。質問ですけれども、もし分かれば、現時点で何人ぐらい希望されているのですか。

2点目は、4月1日から施行するにあたって、現時点で校長先生から何か質問があったのかどうか、また、学校運営上、工夫することがあれば教えてください。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 このことについては、急遽話が合った内容で、校長会で情報提供をいたしました。

その際、全ての教職員、異動者も含め、4月1日から施行される予定であることもしっかり伝えるように指示したところです。現時点で、新設の子育て部分休暇を取得してみたいと思っている

教職員は、2名と把握しており、校長からの質問には、丁寧に対応しております。

学校運営の状況に関しましては、若い職員が増え、子育てをする教職員が男女を問わず増えてきています。その方々が子育てをしっかりと行って学校現場で働けることが、こどもたちにとって第一であり、このことは校長に対しても様々な場面で話をしているところです。休暇等は権利ですから、子育てだけではなくて、病気の時、あるいは介護等でお休みをせざるを得ないときもある中で、しっかりとライフステージに応じた仕事ができる環境づくりが大事だと考えています。

学校運営の工夫につきましては、授業を充てる教員がいないということがあってはならないことですので、自習が多くなってしまうということがないように、学校の中で、様々担任外の教員がシフトに入る、あるいは教科担任制でカリキュラムを組んで時間割を組むなどが考えられます。

野口教育長 他の方がいでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 子育て部分休暇と部分休業の違いは分かったのですが、お伺いしたいのは、取得例が朝と夕方になっているのですけれども、勤務時間途中で取ることも可能なのですか。例えば3時間目とか4時間目とか、そこだけ取得したい、そういう取り方も可能なのでしょうか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 今まで行っている部分休業の第1号が、勤務時間の任意の時間において2時間の範囲で取得ですので、可能です。校長と相談しながら、例えば朝こどもが学校に行くのを見届けてから1時間遅れで本人が出勤する、あるいは授業が終わってから1時間早く帰宅して子育てを行うような運用が予想されます。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 基本的には出勤する朝は1時間遅く、帰りは1時間早くしたいということになりますでしょうか。そして、例えば途中で抜きたい、こどもの具合が悪くなったからこの日は早く帰りたいというようなときは、この部分休暇ではなくて年休を使うことになるでしょうか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 休暇の種類は複数ございまして、例えば給与が出る年次休暇が一般的でございますが、子育て休暇あるいは介護休暇、出産に立ち会う休暇、産前産後の休暇、男性職員の子育てに参加する休暇など様々なものがございます。それらが有給か無給かも含め、しっかりと年度初めに職員に説明し、職員に適した休暇を取得します。

今回の子育て部分休暇については、その時間無給になりますので、毎日自分の生活スタイルとして勤務時間の終わり1時間は早く帰るというスタイルでずっとやっていく、という取り方をする方が多くなるのかなとは思いますが、どのように取るかについてはそのご本人のご意向が尊重されるものと認識しております。一概にこう取らなくてはいけないというものではありません。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 例えばこの新設の子育て部分休暇を取った場合、1年間ずっと朝1時間、帰り1時間を取るということも可能ということですか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 おっしゃるとおりです。

野口教育長 上原委員。

上原委員 この子育て部分休暇は、学校種によって取り方が違ってくるのかなというところで、小学校の担任の先生の場合とか、教科担任とかがあると思うのですが、例えば養護教諭であったり、栄養教諭というような職種の場合もあると思うのです。特に養護教諭の場合、最初の1時間を休むとか、終わりの1時間休むというときに、今後これが定着した場合、例えば人事異動などによって複数配置のところに配置されとか、そういうようなことも今後お考えになっているのかどうか、お伺いできればと思います。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 教職員人事の際にはそのような休暇のスタイルについても大事な条件、情報として、他市町との人事異動の場合は、情報交換をした上で行っておりますし、市内で人事異動等を行う場合には、例えば、養護教諭複数配置校に充てるなどが考えられます。今後も、教員が働きやすい職場環境整備や人事の配慮を行ってまいります。

野口教育長 他の方いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 なければ、この件については先ほど説明あったように、県議会の議決を踏まえて進めるということによろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

野口教育長 よろしくをお願いします。

◎協議事項 「第3期越谷市学校における働き方改革基本方針（令和8年4月改定）について」

野口教育長 続きまして、「第3期越谷市学校における働き方改革基本方針（令和8年4月改定）について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

菊池学務課長 それでは、第3期越谷市学校における働き方改革基本方針について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の53ページをご覧ください。

はじめに、改定の経緯でございますが、市教育委員会では国や埼玉県の動向を踏まえるとともに、より一層教職員・学校管理職・教育委員会が一体となって負担軽減に取り組むため、令和7年7月に第3期越谷市学校における働き方改革基本方針を策定し、取組を推進してまいりました。

併せて、市教育委員会に負担軽減検討委員会を設置し、各学校における負担軽減の提案策や好事例の共有について協議を進めてまいりました。

また、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布されました。これに伴い、令和7年9月に同法施行規則及び公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針の一部が改正され、市教育委員会は業務量管理や健康確保措置に関する事項を記載した計画や、実施状況を公表することなどが示されました。このことを受けて、本市における業務量管理や健康確保措置に関する事項を記載した計画である基本方針についても、所要の改定を行うことといたしました。

主な改正の内容は3点でございます。

1点目でございますが、先ほどご説明させていただいた法改正などにより、市教育委員会は業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告することとされました。これに伴う対応として、本市で既に策定している第3期越谷市学校における働き方改革基本方針を給特法第8条に基づく計画に位置づけ、その旨を明示するとともに、本基本方針中に計画の実施状況の公表及び総合教育会議へ報告する旨を追加いたします。

2点目でございますが、本基本方針における「こども」の表記につきまして、国のこども基本法や埼玉県、本市の市長部局の動向を踏まえ、平仮名表記の「こども」に統一いたします。

3点目でございますが、恐れ入りますが別冊3の基本方針の8ページをご覧ください。こちらには、本市教育委員会における目標として、時間外在校時間とウェルビーイングを定めており、9ページ中段になりますが、この目標達成に向け4つの視点に基づき、総合的な対策を講じていくこととしております。その具体的な取組例を10ページ以降に掲載しており、その取組例については令和8年度中に重点的に実施する取組や新規に取り組む内容に変更いたします。

なお、詳細につきましては、別冊3の基本方針の全体版及び別冊4の概要版をご覧ください。また、資料の下線部につきましては、今回の改定に関わる箇所となっております。

今回の予定についてでございますが、本教育委員会会議でのご協議いただきました内容を踏まえ、令和8年4月に第3期越谷市学校における働き方改革基本方針を市内各小・中学校長宛てに発出するとともに、市ホームページにて公表し、周知してまいります。また、総合教育会議において実施状況を報告し、市長部局と連携を密にして、学校における働き方改革に取り組んでまいります。

第3期越谷市学校における働き方改革基本方針についてのご説明は、以上でございます。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

五十畑委員。

五十畑教育長職務代理者 別冊3の11ページ、③業務のICT化・効率化の推進の上から2番目の取組例「市内全中学校に導入したデジタル採点システムを、引き続き活用できるよう支援します。」と、次の「生成AI利活用ガイドラインを整備するとともに、令和7年度生成AIパイロット校事業の知見を活用し、生成AIの校務利用を推進します」がありますけれども、実際に採点業務等が1日の仕事の業務割合が大きいと思うのですが、この活用はどの程度進んでいるのか、あるいはこれから進めるのかというのが知りたいところです。

また、生成AIパイロット校ついて、その成果が今後どのように具体的に生かしていけるのか興味を持っているところですので、分かる範囲で結構ですから教えてください。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 まず、デジタル採点システムですが、既に中学校全校に導入しています。全中学校に導入することによって、具体的にどれくらい時間が短縮されたかという数値は今持ち合わせていないのですが、各学校からは好評の声をいただいているところでございます。衛生委員会等に参加されている委員の方からも、直接そういった声をいただいているところでもございます。引き続き中学校にはデジタル採点システムを活用していただくことを考えております。

2点目、生成AIの利活用につきましては、おっしゃるとおり平方中学校が今年度の文部科学省パイロット校で、様々な取組を進めていただきました。現在、越谷市立小中学校全校で活用していただけるように、そのガイドラインをまとめているところでございまして、来年度当初からその活用を進めていけたらと考えております。

令和8年度につきましては、全校において、校務利用ということで、授業で取り扱う教材や確認テスト問題の案を生成AIを活用して先生方に作っていただいたり、校外学習の実施行程のたたき台といったものも生成AIで作ってみるなど、どのようなことで使えるかということもガイドラインの中に盛り込んで、この後学校に提示をする予定でございます。生成AIを活用しながら、最終的には人がきちんと生成AIを基にして作ったものを確認しながら、こどもたちの取組に生かしていけたらと考えておるところでございます。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 私は卒業式が平方中学校だったのですが、生成AIパイロット校であるということがあって、活用した結果、校務が平均で60%以上短縮できた等がいろいろ校内に書いてありました。これは補足です。

野口教育長 ありがとうございます。

他の方がいいでしょうか。

上原委員。

上原委員 17ページに令和8年度の重点・新規・修正とございますが、(1)教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現はもちろん大切だと思うのですが、18ページの(2)教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立の②教職員としての充実感の向上も特に重要ではないかということで、ここに重点として取り上げられていることに大変ありがたく思っております。

その中で、先生方のウェルビーイングを高めることと、何より職場の心理的安全性の確保が、働きやすい職場になっていくと、またさらに働きがいが高められるということを感じていますが、具体的に会議や研修会等の機会で、現段階で何か計画されているものがございましたら伺いできればと思います。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 おっしゃるように、教職員の心理的な負担が無く、教職員同士の人間関係が良好で、こどもと接することがうまくできて笑顔で教育活動が行えることが大切であると考えております。保護者からの悩み事の相談であっても、お互いにこれからどうしていくかということを建設的に話し合えることができることが、教員のやりがいであり、達成感であり、自己肯定感の高揚につながると考えております。

「働きやすい職場環境の確立、教職員の働きがいが高められるよう、会議や研修等の機会を通じて」と記載のとおり、学校からの要望により指導主事が学校に出向いて行う出前研修などにおいて、様々なメニューを用意することで、学校の要望に応えられるようにしてまいります。

また、様々な専門研修等がございますので、例えば、教務主任対象の研修あるいは教頭会等で、キーパーソンとなるべき職員にターゲットを絞った研修も充実させていきたいと考えております。さらに、個々研修ではないのですが、ストレスチェック等も年2回行っていますので、その結果の取扱い方についても今年度同様、今後も校長会で説明していきたいと考えております。

野口教育長 上原委員。

上原委員 学校全体に笑顔があふれていたり、関心があるからこそかけられる言葉かけということもあると思うので、管理職のマネジメント力向上ということが書かれておりますが、ぜひ管理職の先生方にご期待申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

野口教育長 他の方いかがでしょうか。

山口委員。

山口委員 17ページの④研修及び会議の見直しによる削減の一番上の修正で、「提案や伝達の方法を工夫することで」と書いてあります。会議の時間を短くすることはすごく大事なことだと思うのですが、具体的に工夫というのはどのようなことを想定しているのか、教えていただければと思います。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 これは、庁内でも既に取り入れられているのですが、研修のときに必ずどこかに集

まってしまうというような研修だけではなくて、ウェブ配信による研修を行うあるいは資料を印刷すると大量の紙、予算、時間もかかるので、タブレットを活用していくということも含め、年次経験者研修等はそのような研修を取り入れているところです。様々な角度で、このようなことができないか、可能性を探りながらやっていきたいと考えております。しかしながら、個人情報ですとか、あるいは実際に会って1つの部屋で直接お伝えしなくてはいけないような内容もございますので、その辺の線引きもしっかりしていきたいと考えております。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 18ページの(4)、①の修正のところで、「越谷市学校における働き方改革基本方針」や取組の実施状況について公表することで、保護者や地域の理解促進を図るとありますが、とても大切なことだと思うのです。いろいろなことをやって、時短やふれあい等で教員はこの時間、この日は帰りますと伝えていても、やはり保護者の方はそれに対して不満を持たれたりということも多々あるので、この理解促進は本当にやっていただきたいなと思います。これは意見です。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 ご意見を踏まえ、様々なツールで、効果的にお伝えしてまいります。また、地域や保護者の方には教育の専門用語が伝わりにくい可能性もございますので、言葉も選びながら分かりやすく伝えること、そしてその結果、学校と家庭と地域が今以上に連携を強固にしながら、子どもたちのため、部活動も含め取り組んでまいります。

野口教育長 他はいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 他になれば、以上を踏まえて進めてください。

◎協議事項 「越谷市学校給食施設整備基本構想（素案）に対する意見募集結果について」

野口教育長 続きまして、「越谷市学校給食施設整備基本構想（素案）に対する意見募集結果について」、給食課長から説明いたします。

給食課長。

小澤給食課長 それでは、越谷市学校給食施設整備基本構想（素案）に対する意見募集結果について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料2の1ページをご覧ください。

越谷市学校給食施設整備基本構想の策定につきましては、令和8年1月定例教育委員会会議にてご協議をいただき、その後令和8年2月2日から3月3日までの30日間、構想（素案）に対する意見公募手続を実施しました。

意見公募結果につきましては、表下段のとおりになりますが、10名から計16件のご意見を頂戴しました。

内訳でございますが、A「意見を反映します」がゼロ件、B「すでに素案に示されています」がゼロ件、C「意見を反映はしない」が6件、D「意見を反映しないが、基本計画策定段階等で参考にする」が6件、E「その他」が4件となっております。

詳細につきましては、恐れ入りますが、3ページ以降をご参照いただきたいと存じます。

次に、恐れ入りますが別冊5をご覧ください。こちらは、越谷市学校給食施設整備基本構想(案)でございますが、今般の意見公募結果の中で案への反映を要する意見はございませんでしたので、1月の定例教育委員会会議にてお示しした素案の内容から大きな変更点はございません。

なお、今後のスケジュールにつきましては、来月4月の教育委員会会議において最終案について議決いただき、市長決裁をもって構想を策定してまいりたいと考えております。

越谷市学校給食施設整備基本構想(素案)に対する意見募集結果についての説明は、以上でございます。

ご協議のほどよろしく願いいたします。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 資料2の5ページ、パブリックコメント実施結果のNo. 8ですけれども、こちらの意見で

「建て替えの必要性和センター方式の採用は分かるが、3か所を維持する理由が分からない」と書いてあります。別冊6で基本構想を説明していただいたのですが、センター方式、自校式、親子方式の比較をしているのですけれども、この方のおっしゃることも一理あると言えるのではと思います。まずセンター方式なら3か所だという視点が一つあったと思うのです。だけれども、教育委員会の考え方として、2センターで担うためには提供できる給食数がすごい数になってしまっていて難しいということと、調理後2時間以内に喫食するという努力義務があるということで理解できるかと思うのですけれども、その説明が少し足りなかったのかなと思います。

この方は、昨年の夏、第一学校給食センターの故障でパンだけの給食のときにも不満はあったのだけれども、それに対して公表されていないとか、割と不満に思っていらっしゃるのだなど、そしてこの方だけではないと思うので、今後なるべくこういうパブリックコメントに対しては丁寧回答していくのがいいと感じました。以上、意見です。

野口教育長 給食課長。

小澤給食課長 7月に第一学校給食センターが停止する際の周知方法等も踏まえてのご意見かと思っております。そのようなことがございまして、学校給食施設の整備の基本構想の段階でパブリックコメントを実施している自治体の例はあまりないのですけれども、本市では、この段階からこういう考えがあるということを公表して意見を求めていった方がいいということで、今回パブリックコメントに付したというところもございます。今後も情報の提供や意見の募集も行っていきま

すが、広く周知に努めてご意見をいただくことに努めていきたいと考えております。

野口教育長 よろしいですか。

他の方がいいがでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎その他 「令和8年3月定例市議会について」

野口教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「令和8年3月定例市議会について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、令和8年3月定例市議会の概要につきまして、ご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の55ページ及び56ページをご覧ください。まず、会期日程でございますが、2月24日から3月18日までの23日間にわたりまして、3月定例市議会が開催されました。

続きまして、57ページをご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、「越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例制定について」ほか3件が上程され、全て原案のとおり可決されました。

次に、教育委員会関係の代表質問・一般質問でございますが、会期日程にありますように、3月2日から5日までの計4日間にわたりまして、市政に対する代表質問及び一般質問がございました。教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の57ページ中段から58ページのとおり、8人の議員からそれぞれのお立場でご質問がございました。

令和8年度当初予算に関する議案につきましては、予算決算常任委員会分科会にて、3月9日から12日までの計4日間にわたり審査が行われ、可決されました。

また、3月11日に開かれました子ども・教育常任委員会における質問事項は、会議要項の59ページのとおりでございます。質問内容等の詳細につきましては、大変恐縮でございますが、会議要項をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

令和8年3月定例市議会についてのご報告は、以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

◎その他 「林泉寺本堂等の国登録有形文化財（建造物）への正式登録に関する情報提供について」

野口教育長 続きまして、「林泉寺本堂等の国登録有形文化財（建造物）への正式登録に関する情報

提供について」、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 それでは、林泉寺本堂等の国登録有形文化財（建造物）の正式登録について、報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の61ページをご覧ください。令和7年11月の定例教育委員会会議におきまして、林泉寺本堂ほか5件について、国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国登録文化財に登録するよう文部科学大臣へ答申されたこととお知らせさせていただきましたが、このたび令和8年2月10日の国の官報告示により、正式に国登録文化財に登録されました。

建造物の概要は、恐れ入りますが、資料をご参照いただきたいと思います。

市民への周知につきましては、広報こしがや4月号や市ホームページ、SNS等への掲載を予定しております。

林泉寺本堂等の国登録有形文化財（建造物）への正式登録に関する情報提供についての説明は以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 林泉寺の本堂等の国の登録有形文化財への正式登録ということ、よかったと思います。

このような国の登録有形文化財は、市内にどれくらいの数があるのでしょうか。

野口教育長 生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 今回登録されました6件を含めまして、現在23件がございます。

野口教育長 山口委員。

山口委員 23件は施設単位でいうと何施設ぐらいあるのでしょうか。

野口教育長 生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 7か所23件です。具体的に申し上げますと、木下半助商店、旧大野家住宅、大間野町旧中村家住宅、都築家糶屋蔵、越谷久伊豆神社、旧山崎家住宅油長内蔵、そして今回の林泉寺、以上7か所でございます。

野口教育長 よろしいですか。

他に何かあるでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

◎その他 「令和7年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について」

野口教育長 続きまして、「令和7年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

菊池学務課長 それでは、令和7年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の64ページをご覧ください。

はじめに、資料上段の1令和7年度休職者数でございますが、小学校9名、中学校2名、合計11名でございます。この中には、令和7年4月1日以前から引き続き休職処分となった者が4名含まれております。

なお、休職処分になった原因は、一般疾病3名、精神疾患8名でございます。昨年度より一般疾病が起因する者が3名増加し、精神疾患に起因する者は8名であり、精神疾患による休職者数は昨年度と同様の数値となっております。

次に、資料下段の2休職者の年齢別内訳をご覧ください。年代別に見ますと、30代が多い傾向が示されております。全体の男女比につきましては、令和7年度は男性6名、女性5名となっております。

また、休職者の情報として、精神疾患により休職中の教職員の病気の内訳につきましては、適応障がい4名、うつ病が3名、外傷性ストレス障がい1名となっております。

令和7年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況についてのご報告は、以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

◎その他 「令和7年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」

「令和7年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について」

野口教育長 続きまして、「令和7年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び「令和7年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について」は関連があるため、一括して指導課長から説明いたします。

指導課長。

千嶋指導課長 それでは、令和7年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び越谷市いじめ防止対策委員会について、ご報告いたします。なお、2つの会議は相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の65ページをご覧ください。

はじめに、越谷市いじめ問題対策連絡協議会についてですが、本連絡協議会は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、早期発見及び対処に関係

する機関及び団体の連携を図るために設置されたものです。

第2回の本連絡協議会は、令和8年1月14日水曜日、委員11名中、9名の出席と1名の代理出席をもって開催いたしました。会議は一部非公開でしたが、傍聴者はいませんでした。

本会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、はじめに本連絡協議会の趣旨に基づき、いじめ防止等に関わる関係機関及び団体間の連携を図り、情報を共有することをねらいとし、参加団体からの具体的な取組を発表していただきました。今回は、越谷警察署選出の委員より、所属における取組についての発表を行い、その発表を受けて協議を行いました。

続いて、事務局から、市教育委員会主管のいじめ防止等に係る取組について報告を行い、その後それを踏まえた協議を行いました。

詳細については、恐れ入りますが、6議事等の概要以降をご参照いただきたいと思います。

続きまして、会議要項の69ページをご覧ください。越谷市いじめ防止対策委員会についてですが、本委員会は児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を実効的に行うために設置されたものです。

なお、本委員会は、「いじめによる心身への重大な被害など、重大事態が発生し、教育委員会が当該事案に係る調査を行う場合においては、いじめ防止対策委員会が調査を担うこと」、「いじめ問題対策連絡協議会の開催後に委員会を開催し、連絡協議会における協議内容等を踏まえたいじめ防止等の実効的な対策について、具体的に協議できるよう配慮するものであること」という役割や特徴があることを補足いたします。

第2回の本委員会は、令和8年2月5日木曜日、委員全5名の出席をもって開催いたしました。会議は一部非公開でしたが、傍聴者はいませんでした。

会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、はじめに、事務局から市教委主管のいじめ防止等に係る取組と、市のいじめ等の状況について報告を行いました。委員の皆様から、今後に向けた貴重なご意見をいただきました。

詳細については、恐れ入りますが、6議事等の概要以降をご参照いただきたいと思います。

ご報告は以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 67ページの大きな黒丸の4番目で、傍観者についての記述があるのですが、傍観者といってもいじめている人に対して同調的な傍観と、冷ややかな目で見る傍観とがあると思うのです。それについては、やはりいじめはよくないということを直接言葉にしていじめている人に言えないまでも、そういうことはいけないのだということ、そしていじめられている人に対して共感を持った態度で接するということは、教育によって変えられる部分があると思うのです。

そういったことを令和6年にも教育したということですが、こういったことを引き続きやっていただいて、いじめというものを構造的なものだと思うのですが、それに対してうまく介入を引き続き続けていただきたいという意見ですが、ご検討いただけたらと思います。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 こちらの傍観者の件に関しましては、いじめ防止対策委員会の委員の方からもご意見をいただきました。会議要項の72ページ、3つ目の黒丸のところで、提案として、いじめ防止に関する取組で、いじめの傍観者から仲裁者や相談者に転換する取組を、希望する全ての学校において行うことができるようサポート体制を整えてほしいといったご意見をいただきました。

教育委員会といたしましては、生徒指導担当による出前研修会等で、先生方に対する研修もそうですし、子どもたちに対してのいじめの定義も踏まえて研修も行っておりますので、そういったところで引き続きこういったご意見を参考にしながら取り組んでまいりたいと思っています。

野口教育長 他の方いかがでしょうか。

五十畑委員。

五十畑教育長職務代理者 貴重な意見が多く書かれているのですが、読んでみるとSNS関連の難しさというか、保護者も悩んでいることが私の耳にも届いたりするので、また内容もひどくなっていることがあり、とても難しいことになっているのだと思うのです。見えない部分がいっぱいあって、それをどうするかということで悩んでいると思うのです。何か先行事例的なもの、今までの非行防止教室や保護者を入れた研修会みたいなものを一歩進めて、もう少し親が理解し、対応できるようなものがあるのですか。何かそういう情報があるようでしたら教えてください。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 おっしゃるようにSNSの問題については、20年以上前からあるところだと思います。ただこの10年、5年、3年と年ごとに深刻になっていると捉えております。SNSの問題に関しましては、学校活動以外のことで起きることではありますけれども、いじめ防止対策推進法においては、関係する児童生徒はSNS上に関してもいじめとして関わり、学校も対応していかなければいけないとなっております。教職員も含めた研修も強化していかないといけないものと捉えております。

また、子どもたちもちろんですが保護者向けにも、非行防止教室等も子どもたち向けだけではなくて保護者も参観してほしいと、以前から取り組んでおります。保護者の方にもSNSに対して知っていただくということは本当に必要だと捉えております。他市町の事例等も参考にしながら、取組を強化していく必要があると捉えております。

野口教育長 他の方いかがでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 お伺いしたいのですが、68ページの一番下の黒丸「保護者が代理人として弁護士

を立てた際の立会いであるが」というところで、「スクールロイヤーが学校の代理人となれない」と書いてあって、あくまでも「それぞれの不備等を指摘していただける立場として契約している」ということですが、本年度スクールロイヤーの方にどのくらい相談をして、その結果どうだったのか、簡単に教えていただきたいです。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 学校からの法律相談としてスクールロイヤーへ相談したものは、今年度は17件ございました。指導課から、あるいは学校から指導課に来て、指導課が相談したというものもあります。学校が直接相談したものは、先ほど申し上げた17件で、指導課経由で相談したのは16件ございました。

また、2学期に各学校を回って巡回相談を各学校1時間ほど実施しておりますので、その中でささいなこと、いろいろなことを学校はスクールロイヤーへ相談しております。そのようなものであれば100件以上はスクールロイヤーへ相談したということになります。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 スクールロイヤーとの契約は大変意義があったということですね、ありがとうございました。

野口教育長 他の方いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 他になれば、以上を踏まえて進めてください。

他に何かございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 それでは、他になれば、以上といたします。

次回の教育委員会会議の日時につきましては、4月23日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

野口教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

野口教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。

(午後 5時13分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

野 口 久 男

委 員

五十畑 勝己

委 員

渡 辺 律子

委 員

山 口 文 平

委 員

足 立 芳 史

委 員

上 原 美 子

書 記

教育総務課調整幹 鈴木 理香